

5 東彼教告示第 19 号

令和 5 年東彼杵町教育委員会規則第 7 号

東彼杵町立体育館条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 5 年 10 月 24 日

東彼杵町教育委員会

教育長 粒崎 秀人

東彼杵町立体育館条例施行規則の一部を改正する規則

東彼杵町立体育館条例施行規則（昭和51年教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<p>(入館の制限)</p> <p>第9条 教育委員会又は使用者は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては入場を拒絶し、又は退場させなければならない。</p> <p>(1) 伝染性の病気にかかっていると認められる者_____</p> <p>_____</p> <p>(2)～(4) (略)</p>	<p>(入館の制限)</p> <p>第9条 教育委員会又は使用者は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては入場を拒絶し、又は退場させなければならない。</p> <p>(1) 伝染性の病気にかかっていると認められる者、<u>又は精神に異常があると認められる者</u></p> <p>(2)～(4) (略)</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。